

私はパワハラを受けた！ 水野さん行政訴訟提起

会社は、水野良則さん（東京地区分会）が東京第二運輸所の車掌長の職務に就いていた時、乗客に対し「アカンベー」をした同僚の車掌を叱責した事象を問題として、乗務から外し、日勤教育を行いました。しかし教育とは名ばかりでした。他の社員と接触できない部屋への隔離、管理者の意に沿うように何度も「報告書」等の書き直し、所長から「もう食えんな、今後どうするのか決めろ」などの暴言、事象とは全く関係のない私的事項への介入、出勤してもやることがないからと年休で休まされ、毎日職場に連絡をしろ（年休日に外出して咎められた）などと、実質的自宅謹慎扱いにされるなど、パワハラ以外の何ものでもない行為により水野さんは精神的ダメージを受け、病気休職に追い込まれたのです。

水野さんは、労働基準監督署に「パワハラによる労働災害」申請を行いましたが、認定されませんでした。再審査でも認定されなかったため、裁判で事実を明らかにすることを決意し、8月21日、行政訴訟を提起しました。

JR東海労は、裁判勝利を目指すと共に、会社によるパワハラ行為の撲滅に向けて、水野さんと共に闘います。